

令和6年度決算に係る健全化判断比率  
及び資金不足比率について

袖ヶ浦市

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付け議会に報告とともに、市民の皆さんに公表することとなりました。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標で、それぞれの比率に応じ「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階に区分されます。(④の将来負担比率は、財政再生段階なし)

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し「健全」「経営健全化」の2段階に区分されます。

## 1 健全化判断比率の状況

令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、下表のとおり、いずれの指標についても健全段階となっています。

指標名	令和6年度算定結果	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.61%	20.00%
連結実質赤字比率	—	17.61%	30.00%
実質公債費比率	4.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	11.2%	350.0%	—

備考 算定結果が、早期健全化や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、ともに赤字額が生じていないため、「—」と表記しています。

### (1)早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告を行わなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

### (2)財政再生基準とは

再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の借入れができません。

## 2 資金不足比率の状況

令和6年度決算に基づく資金不足比率は、下表のとおり、資金不足ではなく健全段階となっています。

特別会計の名称	令和6年度算定結果	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0%

備考 赤字額が生じていないため、「—」と表記しています。

### 3 算定式

#### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計

(※本市にはありませんが、公債管理特別会計、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計等が設置されている場合は含みます。)

標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

#### (2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + A)}{\text{標準財政規模} - A}$$

A：元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

準元利償還金：①～⑤の合計額

- ①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤一時借入金の利子

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + B)}{\text{標準財政規模} - A}$$

A：元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担額：①～⑩の合計額

- ①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

⑧設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

⑨連結実質赤字額

⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額  
充当可能基金額：①～⑧に充てることができる基金

## (5)資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起きた地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起きた地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

#### 4 対象の範囲

